振興組合へ定款例

役員の人数変更など 都振連「総会に備え参考に」

東京都商店街振興組合連合会は2月1日、各振興組合が定める「定款」について参考例を示した。定款に必要な条文（表参照）を列挙し、それぞれどのような内容が記載されていなければならないか、注意点などの説明も盛り込んだ資料。これまで全国商店街振興組合連合会が作成した参考例（2015年改訂）はあったが、都振連作成の「東京版」では、東京都暴力団排除条例（2011年施行）を反映させたほか、コロナ禍を機にオンラインによる「バーチャル総会」を開催できるよう改正された商店街振興組合法施行規則（2021年施行）に対応させた。

定款の作成や変更を巡っては、振興組合から都振連へ特に問い合わせが多い項目の一つが、役員（第25条）の人数に関して。

「理事の人数を減らしたい。どのように定款を変えればいいか」といった相談がある。

定款では「理事◎人以上◎人以下」「監事◎人以上◎人以下」と定数の上限と下限どちらも数字を示さなければならない。その幅はできるだけ小さくすることとし、今回「下限の2割」と幅の具体的な目安を示した。

総会、理事会の議事録（第42・46条）作成に関しては、記載項目が足りず、都振連が振興組合へ加筆を求めるケースも多い。

議事録には「招集年月日」「開催日時と場所」「出席理事・監事の数、出席方法」「組合員数と出席者数、出席方法」「出席理事の氏名」「出席監事の氏名」ほか「議事の経過の要領と結果」など漏れなく記載しなければならず注意が必要だ。

書類の備置き（第48条）に関しては、組合員名簿がそろっていないケースが見られることから、①氏名または名称、住所②加入年月日③出資口数、払込済金額、払込年月日――を記載した名簿を閲覧できるようにしておくよう定めるとともに、名簿を出資管理などの業務にも生かすことを促している。

このほか出資を求めずに組合への加入を認める振興組合も増えていることから、賛助会員（第60条）に関する条文を新たに設け、記載例を示した。

定款に関する問い合わせは都振連の組織課（☎03・3542・0231）へ。参考例は都振連サイトで入手できる（QRコード）、総会の時期に備えて協議会の参考にしてほしいとしている。

○○商店街振興組合 定款（参考例）

第1章 総則
- 第1条 目的
- 第2条 名称
- 第3条 地区
- 第4条 事務所の所在地
- 第5条 公告の方法
- 第6条 規約

第2章 事業
- 第7条 事業

第3章 組合員
- 第8条 組合員の資格
- 第9条 加入
- 第10条 加入者の出資払込み
- 第11条 相続加入
- 第12条 議決権及び選挙権
- 第13条 経費の賦課
- 第14条 使用料又は手数料
- 第15条 自由脱退
- 第16条 除名
- 第17条 脱退者の持分の払戻し
- 第18条 出資口数の減少
- 第19条 届出
- 第20条 過怠金
- 第21条 延滞金

第4章 出資及び持分
- 第22条 出資1口の金額
- 第23条 出資の払込み
- 第24条 持分

第5章 役員、顧問、相談役及び職員
- 第25条 役員
- 第26条 役員の選挙
- 第27条 役員の任期
- 第28条 代表理事の職務等
- 第29条 監事の職務
- 第30条 理事の忠実義務
- 第31条 役員の報酬
- 第32条 役員の責任免除
- 第33条 員外理事及び監事との責任限定契約
- 第34条 顧問及び相談役
- 第35条 職員

第6章 総会、理事会及び委員会
- 第36条 総会の招集
- 第37条 総会招集の手続
- 第38条 臨時総会の招集請求
- 第39条 総会の議決事項
- 第40条 総会の議事
- 第41条 特別の議決
- 第42条 総会の議事録
- 第43条 理事会
- 第44条 理事会の議決事項
- 第45条 理事会の議事等
- 第46条 理事会の議事録
- 第47条 委員会

第7章 管理
- 第48条 定款その他の書類の備置き及び閲覧等
- 第49条 決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等
- 第50条 会計帳簿の閲覧等

第8章 会計
- 第51条 事業年度
- 第52条 利益準備金
- 第53条 資本剰余金
- 第54条 特別積立金
- 第55条 教育情報費用繰越金
- 第56条 配当又は繰越し
- 第57条 配当の方法
- 第58条 損失金の処理
- 第59条 職員退職給与引当金

第9章 賛助会員
- 第60条 賛助会員

デフレ完全脱却へ 経産省、資金繰り支援

経済産業省は、昨年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、二つの新たな資金繰り支援を行っている。

一つは、新たな信用保証制度の創設。信用保証付融資の7割で経営者が連帯保証を求められる現状があり、保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする制度を設けた。

制度活用を促すため、3年間の時限的な保証料負担軽減策を行う。申込受付は3月15日からで、要件確認などの事前審査が2月16日から始まる。

もう一つは、日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの金利運用見直し。

直近決算で黒字の事業者が翌年度に黒字金利を支払うと事実上の赤字に陥る場合は、直近決算期後1年間は赤字金利（0・5％）を適用する。運用見直しは2月16日から。

各区市振連・区市商連会員様
ネタ探してます！
新しい取り組みや紹介したいイベントなど情報をお寄せください
東京都商店街振興組合連合会 広報課
Fax：03-3542-0236 または
Mail：news@toshinren.or.jp

2023年 訪日旅行5兆円 年間2500万人超す

2023年に訪日した外国人の旅行消費額（年間）が5兆2923億円となり、コロナ禍前2019年と比べて1割増、過去最高を更新したことが分かった。観光庁が1月17日に公表した速報。

旅行消費額を項目別に見ると、最も多いのは宿泊費（35％）で、買い物代（26％）、飲食費（23％）と続く。1人当たりの旅行支出は21万2000円（2019年比34％増）と推計され、項目別では宿泊費7万3000円、買い物代5万6000円、飲食費4万8000円。

宿泊費は英国15万円など欧米豪で高い傾向にあり、買い物代は中国が11万9000円と突出して高かった。

一方、訪日外国人の人数については、日本政府観光局が1月17日、年間で2500万人を突破したとの推計値を公表した。

昨年4月の水際措置撤廃から右肩上がりに急回復し、単月では10月に初めて2019年同月を上回った。年間累計では2506万6100人に上り、2019年の8割程度まで回復が進んだ。

訪都外国人は521万人 コロナ前4～6月の25％増

2023年4～6月に東京を訪れた旅行者数（速報値）が約1億2032万人で、このうち外国人は約521万人（2019年同期比25％増）だったことが1月18日、都の実態調査結果で分かった。

観光消費額を見ると、日本人旅行者が約9676億円（2019年同期比16％減）なのに対し、外国人旅行者は約8783億円（同157％増）。全体としては約1兆8459億円（同24％増）となった。

万引き防止しよう 官民合同 2月にキャンペーン

「私たちは万引きを許さない」――。

今年も2月に、警視庁がポスター（写真）や動画（QRコード）を活用し、万引き防止広報キャンペーンを実施する。

警視庁は自治体や業界団体などと連携する「東京万引き防止官民合同会議」を設置し対策を展開しており、この会議には東京都商店街振興組合連合会も参加している。

万引きは初発型の犯罪といわれ、繰り返すうち重大犯罪にエスカレートする危険性をはらむ。本人も周囲も万引きを軽く考えると社会全体のモラルが低下しかねず、官民合同会議は社会総ぐるみで取り組む方針だ。

広報キャンペーン中の2月29日まで、都内各所でポスターを掲示するほか、SNSやデジタルサイネージを使って動画を流し、啓発する。

ダクト必ず清掃を 焼肉店の火災に注意

減らそう、無くそう焼肉店火災――。ダクト内に堆積した油かすに火が着いてしまうことによる火災が後を絶たず、東京消防庁が注意を呼び掛けている。

管内で起きた、焼肉関連器具から出火した火災件数は、年々増加。無煙ガスロースターの火災例では、客が肉を調理中、ダクト内部の油かすに着火し出火、来店客全員を避難させる事態になったという。

火災になると、ダクトを通じ建物全体に延焼が拡大する恐れがある。建物全体で停電し、全館営業できなくなることや、消火活動で店が水損することもある。

同庁は、清掃の徹底と従業員の対応が重要と注意喚起。特にダクトは吸い込み口から約30㌢の部分が肝心で、グリスフィルターボックスまで忘れず清掃することや、従業員が客に対し一度に多量の肉を焼かないよう声を掛けることがポイントという。

焼肉に限らず飲食店では、ガスこんろからはみ出した火にあおられ内壁が燃えた、こんろの油受けにたまった油かすに料理中の火が引火した、といったことも起きており、同庁は、改めて厨房や厨房機器の点検と清掃に努めてほしいとしている。

暮らしの知恵 HTT事例集

東京都は、家庭でできる「冬の小さなHTTくらしの知恵」を一般から集め公開した。

タートルネックや足首ウォーマーを着用するという人や、住宅では、暖かい空気が上にたまるので暖房とサーキュレーターを併用する、厚手のカーテンに替える、といった声が多い。

HTTで5社表彰 都、取り組みやすさなど着目

東京都はこのほど、電力のH（へらす）・T（つくる）・T（ためる）に取り組む「HTT取組推進宣言企業」の中で特に優良な5社を表彰した。

昨年登録した132社の中から、従業員が取り組みやすい「運用性」、他社にも展開できる「実効性」、独自の工夫がある「先進性」に着目し選定した。

日常生活でもできることを挙げたハンドブックを作りPDFで全従業員に配布したアクサ・ホールディングス・ジャパン、照明をLED化したり窓に遮光フィルムを張り冷房の負荷を抑えたりしたテレネットジャパンなどが受賞し、都は事例を紹介している。

TOSHINREN-information

魅力ある街づくりのためには
“振興組合化”から！

■振興組合設立のためには？
振興組合を設立するためには、発起人が7人以上おり、次の3つの要件を満たすことが必要です
①小売商業、サービス業を営む者が30人以上近接して商店街を形成していること
②他の商店街振興組合の地区と重複しないこと
③その地区内の組合員有資格者の2／3以上が組合員となり、かつ、総組合員の1／2以上が小売商業またはサービス業であること

■振興組合設立のメリットは？
①人的なまとまりが強くなり組織力が強化されます
②組合運営および会計が明確化され新規加入促進につながります
③法律に基づく法人であるため、社会的な信用が高まります
④国や都、区市など行政の助成金や施策が活用できます

詳しくは 東京都商店街振興組合連合会 組織課へお問い合わせください TEL：03（3542）0231